

## 平成22年第3回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成22年6月25日(火) 15:00～17:30
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 山内 一也理事,  
高橋 剛委員, 松田 忠男委員, 宮間 利一委員
4. 欠席者 : 松野 丈夫理事, 表 憲章委員, 宮本 光明委員
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 太田 貢学長政策推進室長, 佐藤監査室長,  
伊藤事務局長, 中村総務部長, 市山教務部長, 高橋病院事務部長, 山内総務課長,  
藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 高橋学生支援課長,  
堤総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち, 学長から, 平成22年4月1日付けで就任された業務監事の紹介があり, その後, 業務監事から挨拶があった。

次いで, 学長から, 平成22年第2回(平成22年3月24日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ, これが了承された。

### 議 題

1. 中期目標期間評価(確定評価)及び平成21年度年度評価(実績報告)について  
本件について, 学長から発議があり, 次いで, 藤井企画評価課長から資料1-1～2に基づき説明の後, 審議の結果, 原案のとおり了承された。  
審議において, 学外委員から, ①一般競争入札の導入度が, 道内他大学と比べ, 高くないこと。②ジェネリック医薬品への切り替えについては, 厚生労働省から30%を目標に指導があること。大学病院の場合は, 更なる切り替えは, 医薬品の信頼性及び効果の違いにより, 難しいと聞いていること。③男女共同参画の推進について, 一例として, 調停委員・消費者団体・人権擁護委員等では, 委員の男女比が同数となっており, 大学の各種運営組織に女性を登用することや, 女性の視点並びに意見を取り入れることが重要であること。④ハラスメントについて, 概念が広がってきており, 大学としての取組や視点が必要となっていること。⑤地域連携の推進について, 退職した大学OB等を活用することが有効であること, についての意見並びに大学として考慮願いたい旨の発言があった。  
なお, 学長から次のとおり付言があった。  
①本報告書(案)の附属書類として提出する「資料編」については, 内容の整合性を取りながら事務局で取りまとめることとし, 学長に一任願いたいこと。  
②本報告書(案)等は, 今月末までに国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構へ提出すること。  
③年度評価に関する国立大学法人評価委員会によるヒアリングが, 7月～8月に予

定されていること。

- ④平成21年度評価の結果が9月下旬頃、中期目標期間評価の結果が平成23年3～4月頃に、それぞれ通知・公表される予定であること。

## 2. 平成21事業年度決算について

本件について、学長から発議があり、これらについては6月23日開催の役員会において審議し、了承されたこと、及び同財務諸表等については、会計監事及び法定監査人である新日本有限責任監査法人にも監査していただいていることが述べられた。

次いで、今田会計課長から資料2に基づき、①損益計算書②貸借対照表③キャッシュ・フロー計算書④附属病院業務損益計算⑤財務指標について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

審議において、学外委員から、未収金については、迅速な判断・対応が重要である旨の発言があった。

## 3. 平成23年度概算要求について

本件について、学長から発議があり、次いで、今田会計課長及び中西施設課長から資料3-1～2に基づき、以下のとおり説明があった。

- ①特別経費（プロジェクト分）は、[大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実]の分野として2件を要求候補としていること。
- ②基盤的設備等整備分については、教育設備2件、研究設備2件、医療機械設備7件、医療機械設備（長期借入金対象）7件を要求候補としていること。
- ③施設整備事業関係では、総合研究棟改修第Ⅲ期の工事が、平成22年度予算で措置され、現在、設計を進めており9月に着工予定であること。概算要求については、講義実習棟の改修を2年計画のⅠ期目として要求し、医学部定員増への対応や老朽施設の再生・耐震改修整備を行うこと。実験実習機器センター及び動物実験施設の改修、学部関連施設のバリアフリー整備を継続要求すること。
- ④営繕事業関係では、中央機械室屋上防水改修と図書館空調設備改修を予定していること。

審議の結果、原案のとおり了承された。

また、学長から、各部署から要求のあった事項は、全て取り込んでいること。類似の設備や管理的設備をまとめ、一部システム化して要求することの説明があり、大学全体の要求順位については、学長に一任願いたい旨が述べられ、これが了承された。

## 4. 会計規程の一部改正について

本件について、学長から発議及び今田会計課長から資料4に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり理事の職務分担の変更に伴う、会計規程の一部改正（案）について了承された。

なお、本改正については、本日から施行する旨学長から付言があった。

## 報告事項

### 1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

**(1) 平成22年度の会計監査人の選任について**

平成22年度の本学の会計監査人について、資料5のとおり、文部科学大臣から、これまでと同じく、新日本有限責任監査法人を選任した旨の通知があったこと。

**(2) 育児・介護休業法の改正に伴う本学規程等の改正について**

「育児・介護休業法」が改正され、本年6月30日から施行されることに伴い、本学就業規則の育児・介護休業等の関係事項を改正することが、6月23日開催の役員会において、審議・了承されたこと。

次いで、山内総務課長から資料6に基づき、①父親の育児休業の取得促進、②子育て期間中の働き方の見直し、③仕事と介護の両立支援を図る改正の概要について説明があった。

**(3) 法人化後の新たな取組について**

国立大学法人の第1期中期目標期間終了を機に、文部科学省では国立大学法人の在り方に係る検証が進められており、先月、その一環として全国立大学法人を対象に調査があったこと。については、資料7のとおり、本学における法人化後の新たな取組等について整理したので一読願いたいこと。

**(4) 病院情報管理システムのリース契約の解除について**

NTT東日本による、新たな病院情報管理システムの更新については、当初、昨年9月のシルバーウィーク後の導入予定としていたがカスタマイズの関係から、本年1月4日からの稼働に契約を変更したが、いまだに更新ができない状態であり、今後も履行できる見込みがないことから、契約の延長を行わず、資料8のとおり、4月23日付けでNTT東日本に対して本学代理人である弁護士から、契約解除を通知したこと。5月末にNTT東日本から、契約解除は無効であり、システム構築プロジェクトの再開を求める文書が来たこと。このため、5月31日付けで責めに帰すべき履行遅滞の事由はNTT東日本に起因するものであり、契約解除の意思表示を撤回する意志はない旨通知したこと。

今後は、現行システムのハードウェアが耐用年数を過ぎていることから、本年10月にハードウェアのみ更新し、更に3年程度使用することとし、ソフトウェアを含めた新たな調達については、契約の準備を進めていること。

**(5) 平成22年度看護学科学生に対する奨学資金貸与者の決定について**

平成22年度看護学科学生に対する奨学資金の貸与者が、資料9のとおり決定した。こと。なお、昨年度第4学年の貸与者は24名で、そのうち17名が今年度本院に常勤の看護職員として勤務していること。

**(6) 謝金の定額支給について**

講演を依頼する講師への謝金等に関し、個人情報保護の観点並びに謝金支出事務の合理化・効率化の観点から、講師等に係る謝金を定額で支給すること。

また、学外委員が倫理委員会等に出席した場合に支給する「会議出席謝金」を現在の1回当たり1万円から1万5千円に改定すること。

謝金の支給については、資料25の「謝金単価表」によることとし、平成22年7月1日から実施すること。

#### (7) 平成21年度寄附金（5%拠出活用分）の決算報告について

本学の教育研究及び診療の活性化を図るために寄附金から拠出されている5%分についての、平成21年度の決算及び平成22年度の事業計画は、資料11のとおりであること。次いで、今田会計課長から内訳について説明があった。

#### (8) 寄附金の受入れについて

平成21年度3月分及び平成22年度4月～5月分の寄附金受入状況については、資料12のとおりであること。

#### (9) 「学生海外留学助成制度実施要項」について

学術振興後援資金管理運用委員会において、本学学生の国際化を推進し、将来、国際社会の発展に寄与する医師及び看護師の養成に資するため、本学学生が、外国の大学等への留学又は外国の大学等での語学研修を行う経費を助成するため、資料12のとおり、学生海外留学助成制度を設立し、実施要項を定めたこと。

## 2. その他

### (1) 委員手当の見直しについて

学長から、学長選考会議及び経営協議会が同日に開催された場合の委員手当については、平成16年4月1日の学長裁定により1回の支給としていたが、7月1日より、それぞれの会議毎の支給に変更する旨の報告があった。

### (2) 損害賠償請求事件の判決について

資料の配付があり、学長から、本学が被告となっている損害賠償請求事件について、6月29日(火)に旭川地方裁判所で判決が言い渡されることの報告の後、笹嶋副学長から、資料に基づき説明があった。

・学長から、次回経営協議会は、日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。

以上